**条例による相談、紛争の防止・解決の体制整備のイメージ図**

資料３　別紙

* 法第８条に規定する相談事案に対応するもの。条例では、広域支援相談員・大阪府障害者差別解消協議会、実効性の確保のための措置を規定。

実効性の確保のための措置

相談（話し合い・建設的対話）による解決

**相　談　者（事案の当事者）**　　障がい者等（障がい者、家族、支援者）　　　　事業者

* 事業者からの相談にも対応。但し、あっせんの申し立ては障がい者等からのみで、不当な差別的取扱いに係る事案に限る。

・正当な理由なく、あっせん案の受諾を拒絶した場合等

３ 知事へあっせんの申し立て

2 助言、調整

(2-1)助言

(1)支援要請

1 相談

（知事の求めに応じ、助言）

府と市町村の役割分担の下、府は条例で体制を整備

* 基本的に身近な地域で解決を図る

○　市町村は、地域の実情に応じ、体制整備

* 府は、困難事案について、地域での解決を支援
* 府は、合議体を設置し、あっせんを行う
* 知事による事業者への勧告・公表を実施

【第２段階】

大阪府の役割－①－

身近な地域の相談で解決が困難な場合

・身近な地域での解決を支援

・より専門的、広域的な事案に対応

（助言、意見聴取、調査、調整）

**大阪府（広域支援相談員）**

* 府に専門性を有する人材を配置

庁内関係部局

（広域的な）各種業界団体等の相談窓口・機関・事業

連携

【第３段階】

大阪府の役割－②－

広域支援相談員による調整でも解決しない場合

・不当な差別的取扱いについて、調査、あっせん案の提示

**（知事の附属機関）**

**大阪府障害者差別解消協議会**

* 学識、障がい者、事業者等で構成の合議体

４　調査、あっせん案の提示

(2-2)意見聴取、調査、調整

知事による勧告

知事による事実の公表

・正当な理由なく、勧告に従わない場合

【第１段階】

身近な地域の相談で事案解決

**市　町　村**

（身近な地域の相談窓口）

その他既存の

相談窓口・機関・事業

（人権相談等）

各種業界団体等の

相談窓口・機関

連携

* 地域の実情に応じて、市町村で体制整備